

大項目	中項目	番号	項目	評価根拠	根拠資料	不合格 合格 条件付合格 N/A	資料の確認(エビデンス)	
1. 種 苗	人工種苗証明	1.1.1	下記の内容の記録を保持し、人工種苗であることの証明が可能な状態にする。	1.1.1.2-1.1.1.3を満たす事				
		1.1.1.1	人工種苗の証明の為に、飼育施設、所在地、採卵・受精方法、親魚個体または親魚群の識別情報、受精年月日・ふ化年月日、餌料系列、投薬、総重量または暫定尾数等を記録する。	人工種苗に関して、飼育施設、所在地、採卵・受精方法、親魚個体または親魚群の識別情報、受精年月日・ふ化年月日、餌料系列、投薬、総重量または暫定尾数等を記録している。	記録書面による確認	N/A	要求事項では人工種苗生産者に求める要求事項であるため、該当外。	
		1.1.1.2	種苗生産者が受精卵を購入した場合は、購入元・購入年月日を追記し、購入元に上記と同様の情報について照会を求め、記録する。	受精卵を購入した場合の納品書によって、購入元、購入年月日等が照会可能である。	納品書・購入記録の確認	N/A	要求事項では人工種苗生産者に求める要求事項であるため、該当外。	
		1.1.1.3	人工種苗出荷時に当記録を生産履歴として提供が可能である。	1.1.1.1および1.1.1.2に関与する資料を適切に保管し、提供可能な管理体制を構築する。	記録の保管および提供体制に関する書面による確認	N/A	要求事項では人工種苗生産者に求める要求事項であるため、該当外。	
	人工種苗証憑の保管	1.1.2	人工種苗であることの証明の為に、下記の方法でDNA鑑定が可能な状態で保存しておく。認証機関は、必要に応じて親魚及び種苗に関して親子鑑定を含むDNA鑑定を実施する。	1.1.2.1-1.1.2.3を満たすこと。				
		1.1.2.1	種苗生産に使用したすべての親魚の鱗等の組織小片の凍結保存（サンプル重量1g以上）を行う。組織小片の入手が困難な場合、当該種苗群より50個体以上の全魚体の凍結保存（サンプル重量1g以上）を行う。	親魚の鱗等の組織小片（サンプル重量1g以上）および当該魚群より50個体以上の全魚体の凍結保存を行っていること	サンプルが保存された明確な記録と現物の写真あるいは現地審査による存在の確認	N/A	要求事項では人工種苗生産者に求める要求事項であるため、該当外。	
		1.1.2.2	保存した組織小片、または魚体の凍結保存は魚体の識別情報と厳密に紐付けて保存し記録する。	1.1.2.1に関する識別情報を記録、各サンプルに明示し、混同が起こらないように保管している。	識別情報の記録と各サンプルの現物写真あるいは現地審査による存在の確認	N/A	要求事項では人工種苗生産者に求める要求事項であるため、該当外。	
		1.1.2.3	組織小片または魚体は、最終産物として当該養殖魚が出荷されてから5年の保存を要する。認証機関からの要請があった場合、識別記録及び凍結サンプルを提出する。	1.1.2.1および1.1.2.2で示した各サンプルが5年保存されている事。要請に応じ、各サンプルおよび親魚に関する記録の情報が提出できる状態にある事。	記録書面による確認（これからの場合は念書）	N/A	要求事項では人工種苗生産者に求める要求事項であるため、該当外。	
	1.2養殖業者	1.2.1	養殖業者は、人工種苗購入先から提示された生産履歴を保管し、飼育中の魚群と紐づけて開示・提供が可能な状態にする。	飼育中の魚群を育成に関する記録を保管し、種苗生産者から提示された生産履歴と紐付けて開示・提供が可能である。	記録の保管および提供体制に関する書面による確認	合格	- 飼育中の魚はすべて種苗生産者、入荷ロットごとに管理されている。 - 人工種苗購入先から提示された生産履歴は保管され、紐づけが可能であった。 - 「養殖管理システム」により購入時の生産履歴をトレース可能で、開示提供が可能であった。	
		1.2.2	養殖魚が認証を受けた人工種苗から育成されたものであることを証明するために必要に応じてDNA鑑定を実施する。認証機関から要請があった場合、養殖業者は導入した種苗または育成後の養殖魚の凍結サンプルを提出する。	DNA鑑定実施のために認証機関より情報の提供を求められた場合、関連する資料等を提出できる体制を構築する。	記録書面による確認	合格	- ロットごとのヒレサンプルを冷凍保存していた。 - 以下のID番号のサンプルを確認した。 2059254, 1359181, 6158844, 5485269	
	2.1識別および分別	2.1.1	種苗生産者の管理	2.1.1.1～2.1.1.3の項目を満たすこと				
		2.1.1.1	生産ロットごとに管理し、その管理記録をもとに識別可能にする。	生産ロットごとに識別可能な管理記録を保持している	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	N/A	要求事項では人工種苗生産者に求める要求事項であるため、該当外。	
		2.1.1.2	他の種苗生産者が生産した種苗と明確に識別して管理し、管理者はそれを常時把握可能にする。また、他の種苗生産者が生産した種苗と混ぜて出荷しない。	他の業者が生産した種苗と混ぜずに管理しそれを常時把握できる状態である	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	N/A	要求事項では人工種苗生産者に求める要求事項であるため、該当外。	
		2.1.1.3	出荷・販売伝票と記録で、種苗生産者名、種苗生産者認証番号、出荷日、種苗魚種、出荷重量または出荷尾数を明確にする。	人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷日、種苗魚種、出荷重量または出荷尾数が明記された帳票が存在する	データあるいは紙面での飼育管理記録、経歴証明書、販売伝票などの確認	N/A	要求事項では人工種苗生産者に求める要求事項であるため、該当外。	
2.1.2		養殖業者の管理	2.1.2.1～2.1.2.3の項目を満たすこと					
2.1.2.1		養殖時に生産ロットごとに飼育尾数を管理し、その管理記録をもとに他の種苗が混入していないことの証明が可能である。	生産ロットごとに識別可能な管理記録を保持し、他の種苗が混入していないことが証明できる	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	- 種苗生産者ごとにロットは分けられている。 - 「養殖管理システム」でロットごとの飼育記録がなされていた。 - 前回審査以降の近大から購入した人工種苗の飼育記録を確認した。		
2.1.2.2	出荷時に他の生産ロットと明確に区別して管理し、管理者はそれを常時把握可能にする。	出荷時にほかの種苗と明確に区別して管理していることを把握できる状態である。	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	- 種苗生産者ごとにロットは分けられている。 - 「養殖管理システム」でロットごとの飼育記録がなされていた。 - 前回審査以降の近大から購入した人工種苗の飼育記録を確認した。 - 生簀には番号が明記され、明確な識別が出来る。 - 「養殖管理システム」を現場のタブレットで確認でき、状況を常時把握できる状況であった。			

	2.1.2.3	出荷・販売伝票と記録で、人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷・販売者名、出荷日、魚種、出荷重量または出荷尾数を明確にする。	出荷、販売伝票、販売記録等で人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷・販売先業者名、出荷日、魚種、出荷重量または出荷尾数が明記された帳票が存在する。	出荷・販売伝票と飼育管理記録の確認	合格	- SCSAとして飼育管理は行ったが、SCSAとしての出荷実績はなかった。 - SCSAとの販売を行う場合は、販売伝票にはID番号を記載、それと紐付けが出来る種苗履歴証明書に、人工種苗生産者名及び認証番号、安高水産の認証番号を記載する予定であることを確認した。
	付記	同一の種苗生産者から生産された種苗であれば、ロットが違ふ群の混入を認め、新規のロットとして管理を行うことができる。ただし、管理記録等で同一の種苗生産者が生産した認証種苗であることを証明できなければならない。	ほかのロットの混入を行う場合、同一種苗業者由来の種苗であることを記録していること。	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	- 飼育段階においては、同じ種苗生産者、同じロットの魚を合わせることはあるが、別ロットは合わせないことを確認した。
2.2トレーサビリティと数量管理	2.2.1	種苗生産者	2.2.1.1～2.2.1.5の項目を満たすこと			
	2.2.1.1	稚魚（卵からふ化した状態）入手後の生産履歴および暫定尾数等を時系列にそって正確に記録する。	稚魚の育成、移動履歴、暫定尾数や増減尾数などが時系列にそって記録されている	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	N/A	種苗生産者ではないため、該当外。
	2.2.1.2	稚魚の飼育は生簀・水槽ごとに明確に区別して行い、ふ化から種苗出荷までの確実な履歴を保管し、生産履歴が追跡可能な状態にする。	孵化から種苗出荷までの生産履歴が追跡可能な帳簿を保管している。	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	N/A	種苗生産者ではないため、該当外。
	2.2.1.3	出荷重量または出荷尾数を明確に示すことができ、分別管理がなされていた証明として生産履歴の確認が可能な状態にする。	出荷尾数、あるいは出荷重量が明確にされ、分別管理がされた証明となる書類を提示できる	データまたは紙面などによる飼育管理記録と経歴証明書等出荷に関連する記録の確認	N/A	種苗生産者ではないため、該当外。
	2.2.1.4	計数後から出荷までの期間の生産履歴・増減尾数等を正確に記録する。	計数終了時から出荷までの間の死亡魚数や追加収容数などの増減尾数及び生産履歴に関する事項を正確に記録する。	データまたは紙面などによる飼育管理記録等で死亡魚数、追加収容尾数の記録の確認	N/A	種苗生産者ではないため、該当外。
	2.2.1.5	記録を修正する場合、修正日と修正者、変更点を明確に記録し、修正手順を文書化する。	記録の修正に関する手順が文書化されている	記録修正に関する手順を示した書類（記録修正手順書など）の確認	N/A	種苗生産者ではないため、該当外。
	2.2.1	養殖業者	2.2.2.1～2.2.2.3の項目を満たすこと			
	2.2.2.1	認証種苗から生産された養殖魚の生産履歴は認証種苗受領から出荷まで生簀・水槽ごとに明確に分けて時系列にそって性格に記録し、人工種苗受領時まで遡って追跡可能な状態にする。	出荷から人工種苗受領までの正確な経歴などを遡って追跡できる記録を保管している	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	- 近大人工種苗について、2019/2/14出荷、2018/9/23出荷分についてトレーサビリティを確認した。種苗受領まで遡ることが出来ることを確認した。
	2.2.2.2	認証種苗受領後または計数後から出荷終了までの期間の生産履歴・増減尾数等を正確に記録する。	種苗受領後（種苗生産者が示した尾数）または計数後から出荷終了までの期間の増減尾数及び生産履歴に関する事項を正確に記録している。	データまたは紙面などによる飼育管理記録等で死亡魚数、追加収容尾数の記録の確認	合格	- 「養殖管理システム」に飼育、へい死、出荷尾数が記録されていた。
	2.2.2.3	認証人工種苗受領後の飼育履歴、移動履歴を正しく記録し、種苗生産者が提示した出荷尾数より記録尾数が増加していないことを明らかにする。誤差は実数では5%、重量や一部計数からの推定値は10%増の範囲内に収まるようにする。	飼育魚の経歴を正確に記録し、過去に出荷した魚の最終出荷量が誤差の範囲内で一致している	過去の飼育管理記録と誤差数値の確認	合格	- 種苗はワクチン接種時に実数カウントする。 - 入荷時予測尾数に対し実数を比較する。 - 2018/5/21購入分の差異を確認し、約1%であることを確認した。
	2.2.2.4	記録を修正する場合、修正日と修正者、変更点を明確に記録し、修正手順を文書化する。	記録の修正に関する手順が文書化されている	記録修正に関する手順を示した書類（記録修正手順書など）の確認	合格	- 記録の修正は、手順通りになされていた。 - 修正記録一覧を確認した。 - 聞き取りでも、手順に従い適切に実施していることを確認した。
	2.3.1	種苗生産者	2.3.1.1～2.3.1.7の項目を満たすこと			
	2.3.1.1	農林水産省作成「水産用医薬品の使用について」を参照し、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律に基づいて適切に使用する。	最新の「水産用医薬品の使用について」を参照し、法律に基づいて水産用医薬品を使用している	水産用医薬品の使用記録の確認	N/A	種苗生産者ではないため該当外。
	付記	麻酔剤を使用する場合、上記で定められた麻酔剤（オイゲノールを有効成分とする薬剤）以外を使用してはならない。	最新の「水産用医薬品の使用について」を参照し、法律に基づいて水産用医薬品を使用している	水産用医薬品の使用記録の確認	N/A	種苗生産者ではないため該当外。
	2.3.1.2	医薬品の購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書等を5年間保管する。	水産用医薬品購入に関する記録と購入伝票が保管されている	購入記録・購入伝票の確認。（添付がある場合、品質検査成績書の確認）	N/A	種苗生産者ではないため該当外。
2.3.1.3	医薬品は添付書類等の指示に従い、汚染、劣化や衛生動物による被害を防止するよう適切に管理する。	水産用医薬品が汚染や劣化を防ぐために適切な方法で保管されている。	保管場所、保管方法を写真または現地審査での確認	N/A	種苗生産者ではないため該当外。	
2.3.1.4	医薬品は、使用基準に従って適切に使用し、使用年月日、使用生簀、使用量等を記録し、5年間保管する。	使用年月日、使用生簀、使用量を使用ごとに記録している	水産用医薬品の使用記録の確認	N/A	種苗生産者ではないため該当外。	
2.3.1.5	水産用ワクチンの使用に際しては、水産試験場等の指導により交付された水産用ワクチン使用指導書を販売店に提示した上で必要量を購入し、購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書や水産用ワクチン使用指導書を5年間保管する。	ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票が保管されている	ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票の確認。（添付がある場合は品質検査成績書の確認）	N/A	種苗生産者ではないため該当外。	

2.3水産用医薬品の使用	2.3.1.6	使用期限の切れた医薬品は適切に廃棄し、廃棄記録を5年間保管する。	使用期限の切れた薬品を使用せず、適切に廃棄し記録する	写真及び現地審査での使用期限の確認、廃棄記録、廃棄時の引き取り伝票の確認	N/A	種苗生産者ではないため該当外。
	2.3.1.7	抗菌剤の不必要な乱用を避け、予防的な使用をしない。	病気が発生しないうちに医薬品の投与を行っていない	水産用医薬品の使用記録の確認	N/A	種苗生産者ではないため該当外。
	2.3.2	養殖業者	2.3.2.1～2.3.2.7の項目を満たすこと			
	2.3.2.1	農林水産省作成「水産用医薬品の使用について」を参照し、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて適切に使用する。	最新の「水産用医薬品の使用について」を参照し、法律に基づいて水産用医薬品を使用している	水産用医薬品の使用記録の確認	合格	- 「水産用医薬品の使用について」31版を保持し、認められた薬品を確認して使用していた。 - 使用の記録は「養殖管理システム」で行っていた。
	付記	麻酔剤を使用する場合、上記で定められた麻酔剤（オイゲノールを有効成分とする薬剤）以外を使用してはならない。	最新の「水産用医薬品の使用について」を参照し、法律に基づいて水産用医薬品を使用している	水産用医薬品の使用記録の確認	合格	- 麻酔薬として、オイゲノールが有効成分であるFA100を使用した。 - FA100の購入記録、使用記録を確認した。
	2.3.2.2	医薬品の購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書等を5年間保管する。	水産用医薬品購入に関する記録と購入伝票が保管されている	購入伝票、添付文書、品質検査成績書などの確認	合格	- マリンサワー、FA100の購入記録を確認した。 - 書類は5年以上保管することを確認した。
	2.3.2.3	医薬品は添付書類等の指示に従い、汚染、劣化や衛生動物による被害を防止するよう適切に管理する。	水産用医薬品が汚染や劣化を防ぐために適切な方法で保管されている。	保管場所、保管方法を現地審査での確認	合格	- 医薬品は施錠可能な保管庫に保管していた。 - エリスロマイシン、ポトチームと餌の添着剤の保管を確認した。 - 在庫表は適切に記録されていた。 - 期限切れの医薬品はなかった。
	2.3.2.4	医薬品は、使用基準に従って適切に使用し、使用年月日、使用生質、使用量、使用期間終了日等を記録し、5年間保管する。	使用年月日、使用生質、使用量を使用ごとに記録している	水産用医薬品の使用記録の確認	合格	- 必要量のみ購入し予防目的の為には行っていない。 - 在庫表に使用量と在庫量を記載していた。 - 医薬品使用記録を確認した。
	2.3.2.5	水産用ワクチンの使用に際しては、水産試験場等の指導により交付された水産用ワクチン使用指導書を販売店に提示した上で必要量を購入し、購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書や水産用ワクチン使用指導書を5年間保管する。	ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票が保管されている	ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票の確認。（添付がある場合は品質検査成績書の確認）	合格	- ビゲンと共立ピシバックを使用していた。 - 水産用ワクチン使用指導書(2018/6/26)を確認した。 - ワクチン購入記録、使用記録を確認した。 - 関連書類は5年以上保管されていた。（平成19年以降保管確認）
	2.3.2.6	使用期限の切れた医薬品は、適切に廃棄し廃棄記録を5年間保管する。	使用期限の切れた薬品を使用せず、適切に廃棄し記録する	写真及び現地審査での使用期限の確認、廃棄記録、廃棄時の引き取り伝票の確認	合格	- 前回審査時に確認された期限切れ医薬品は、2018/4/12に廃棄処分した。マニフェストを確認した。 - 医薬品は極力使用しない予定であり、期限切れの薬品が発生した場合は、手順に基づき処理することを確認した。
2.3.2.7	抗菌剤の不必要な乱用を避け、予防的な使用をしない。	病気が発生しないうちに医薬品の投与を行っていない	水産用医薬品の使用記録の確認	合格	- 医薬品は極力使用しない予定である。 - 前回審査以降、薬浴用のマリンサワーとワクチン以外の薬品は使用しなかった。	
2.4逃亡管理	2.4.1	種苗生産者				
	2.4.1.1	飼育魚の逃亡や飼育施設への天然魚の侵入を防止するための適切な対策を講じる。	飼育施設からの逃亡、進入防止に関する対策がなされている	写真及び現地審査での逃亡防止策の確認	N/A	種苗生産者ではないため該当外。
	2.4.2	養殖業者				
2.4.2.1	飼育魚の逃亡や網外から天然魚の進入などを防止するための適切な対策を講じ、同ロットで管理された魚の不明魚率が20%以下となるようにする。不明魚率20%以上が3回連続した場合は認証をしない。但し台風等の大規模災害の影響があった場合は除外する。	飼育施設からの逃亡、進入防止に関する対策がなされており、不明魚率が20%以上を超えていない。	写真および現地審査での逃亡防止策の確認 過去の飼育管理記録等による不明魚率の確認	合格	- ふた網、網チェックにより、逃亡は発生していないことを確認した。 - 近大から購入したロットに関し、不明魚率を算出した。1-3%減であり、要求事項の許容範囲内であることを確認した。	
2.5.1	飼育魚は魚種ごとに適切な条件下で飼育する。	飼育状況を記録し、魚を健全な状態に保ち飼育している。	魚が健全な状態にあることを示すもの（魚病発生の頻度に関する書類など）	合格	- 「養殖管理システム」にへい死原因を入力、原因不明なものは「愛南町水産課」に原因調査依頼「診断カルテ」報告受領、へい死データを検証していた。 - 健全な状態で飼育していたことを確認した。	

	2.5魚類福祉	2.5.2	飼育に関わる全ての作業者は飼育魚の健康と福祉の維持における役割や責任を認識し、飼育魚の健康と福祉に関する情報収集を積極的に行い、飼育に反映させる。	魚類福祉に関する勉強会の開催、積極的な情報収集を実施している。	勉強会開催等の記録の確認	合格	- 同業者、業界、供給者から情報を収集、収集した情報は「社内セミナー共有フォルダ」に保管共有化を図っていた。 - 2019/2/8の勉強会を実施。出席者リストを確認した。 - 日々のミーティングで、飼育魚の扱いについて情報共有がなされ、社員はよく理解をして飼育を行っていることを確認した。		
3. 環境配慮	種苗生産者	3.1.1	種苗生産施設および養殖施設の設置場所は法的に認められ、魚類飼育に適切と考えられる場所である	施設の設置場所が法的に認められていること（建築基準法・自然公園法など） 施設の概要と周辺を含めた位置図	施設の概要と周辺を含めた位置図 新設の場合建築基準法・自然公園法等の法令に違反していないことを示す書類保有と現地審査による存在の確認	N/A	種苗生産者ではないため該当外。		
	養殖業者（中間的育成を行う養成業者も含む）			養殖場の設置場所が法的に認められていることを示す書類（区画漁業免許） 漁場周辺の工場や河川を示す図 漁場の配置図、生簀の構造図	記録資料の保有と現地審査による存在の確認	合格	- 8カ所の漁業免許を愛南漁協から得ている。 ・宇特區278～285号 ・漁場調査漁場図 年1回9月実施（愛南漁協）		
	3.2周辺環境への影響の記録	3.2.1	種苗生産施設および養殖施設は、その周辺海域の環境保全に留意し、国内法（日本国：持続可能な養殖生産確保法）・告示あるいは国際法規に基づき環境保全対策が計画・実施されている。	3.2.1.1および3.2.1.2の項目を満たすこと					
	種苗生産者	3.2.1.1	種苗生産施設では、排水の水質検査を定期的（年4回以上）に行い、水温、DO、窒素、リン、有機物（COD）などを測定し記録する。	排水の水温、DO、窒素、リン、有機物（COD）などの測定値（年4回以上）	記録資料の保有と現地審査による存在の確認	N/A	種苗生産者ではないため該当外。		
	養殖業者（中間的育成を行う養成業者も含む）	3.2.1.2	養殖施設においては飼育尾数、給餌量および漁場環境（水温、DO、透明度、底質のAVS・COD、赤潮、有毒プランクトンの発生）など定期的なモニタリングと記録を行う（漁協や都道府県で調査されている場合はそのデータ）*水質検査などは測定方法や用いた機材についても記録すること	飼育尾数、給餌量の記録 自社あるいは行政・漁協による水温、DO、透明度、底質のAVS・COD、赤潮・有毒プランクトン情報などの測定値と記録 漁場改善計画が設定されている場合はその関連書類	記録資料の保有と現地審査による存在の確認	合格	- 愛南町水域情報ポータルサイト：毎日測定 ・水温、DO（DOメーター） 愛南町水産課 年4回測定 ・水深、水温、塩分濃度、DO、COD、透明度 愛媛県水産研究センター ・溶存酸素、硫化物 愛南町水域情報ポータルサイト：赤潮、有毒プランクトンの発生情報入手		
				3.2.2	水産用医薬品や魚網防汚剤の使用は2.飼育管理 2.3項（水産用医薬品の使用）の規定により、法令や告示に基づいて行い記録する。また使用にあたり周辺環境への影響を最小限にする。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）に基づき適切に使用されている	使用記録票・使用指導書の保有と現地審査による存在の確認	合格	- 網の防汚剤は、外部委託先に処理を依頼している。 - 許可されている範囲で様々な種類を試し、環境負荷を含めて検証を続けている。
				3.2.3	養殖用資材・死亡魚等は法令・告示・ガイドラインに則り適切に処理し、管理表を保管する。	資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）や環境省：漁業系廃棄物の処理についてのガイドラインに則り適切に処理されている。	死魚の処理や廃棄物処理業者との取引伝票や産業廃棄物管理票（マニフェスト）などの保有と現地審査による存在の確認	合格	- 死亡魚は保管缶で管理、毎日冷凍庫保管 - 愛南漁協が一括回収処理 - 漁網回収は漁網業者引き取り 引き取り証明の伝票 2018/6/9 漁協へ処理料支払い
	3.3環境影響低減への対策	3.3.1	種苗生産および養殖はその関連施設を含め周囲の環境に十分配慮し、野生動物の生息に及ぼす影響を最小限にする手段を講じる。	日本国：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）、絶滅の恐れのある野生動物の種の保存に関する法律（種の保存法）、文化財保護法、生物多様性基本法、自然公園法、自然環境保全法 国際条約：生物の多様性に関する法律（生物多様性条約）、絶滅の恐れのある野生動植物の国際取引に関する法律（ワシントン条約）、二国間渡り鳥条約・協定	法令違反による罰則歴がないこと 罰則歴がある場合は是正をするための必要な処置をとり監督機関により確認されていることを示す資料の保有と現地審査による存在の確認	合格	- 法令順守している。 - 法令違反による指導・改善命令等の罰則を受けていない。		
				3.3.2	種苗生産施設および養殖施設から逃亡した飼育魚が周囲の自然環境、生物多様性、生態系に及ぼす影響を最小にするための対策を講じる。	逃亡した飼育魚が周囲の自然環境、生物多様性、生態系に及ぼす影響を最小にするよう対策を講じている	対応策を示す書類と画像の保有と現地審査による存在の確認	合格	- 逃亡防止として以下を行っていた。 生簀設置前破れチェック・補修 タイバーによる設置状態確認（ほつれ、破れ、形状等） 網洗いロボットによる網状況の確認
	4.1飼・餌料の原料	4.1.1	飼・餌料は国内の法令（日本国：資料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律）および告示・ガイドラインを遵守して、生産・流通したものをを用いる。	国内の法令及びガイドラインを遵守している。	下記項目にある資料の保管と現地審査による現場確認	合格	- 飼料成分内容安全証明書を定期的に入手している。 - 以下の書類を確認した。 養魚飼料安全証明書(2019/2/20) 養魚飼料品質証明書(2019/2/12) 養魚飼料の品質及び安全証(2019/2/12) 飼料成分内容安全証明書(2019/2/7)		
4.2.1							飼料および飼料添加物は、購入記録・産地証明書・品質証明書などを保管する。	購入業者より納品書・産地証明書・飼料安全法で求められる内容を記した品質保証書などを入手している。	トレーサビリティが確保できる資料の保管と現地審査による現場確認

4. 飼・餌料	4.2 飼料のトレーサビリティおよび透明性の確保	4.2.2	生餌は、魚種・漁獲時期・漁場および保管場所が明らかであり、それを証明する書類を保管する。	生餌購入業者より、購入明細等、漁獲産地の確認できる書類を入手している。	トレーサビリティが確保できる資料の保管と現地審査による現場確認	N/A	- 生餌の使用はない。
		4.2.3	生物餌料は自家培養を用いた飼料・飼料添加物および市販の生体、冷蔵、冷凍、乾燥品の生産地から納品までの過程において適正に管理したことを示す証明を納入業者から得るものとする。	生餌購入業者より、購入明細等、漁獲産地の確認できる書類を入手している。	トレーサビリティが確保できる資料の保管と現地審査による現場確認	N/A	- 生物餌料の使用はない。
	4.3 飼・餌料の使用および管理	4.3.1	飼料、飼料添加物、生餌および市販の生物餌料の保管場所には衛生動物による被害の対策が施されており、給与まで適切に保管管理されている。	飼料その他添加物等の保管場所は衛生動物による被害の対策が施され給与まで適切に管理可能である。	図や画像を含めた保管方法を示す資料の保管と現地審査による現場確認	合格	- 餌は置き場に適切に置かれ、衛生動物の影響が受けにくいよう仕切りをしていた。 - フレコンに入った餌が船近くに置かれていた。前回審査と同じ状況であったが、使用頻度が高くその状態で置かれる時間は限られること、衛生動物による影響は受けていないことから、適切な管理がなされていると判断できた。 - そのため、初回審査の観察事項を解除とする。
		4.3.2	生物餌料の自家培養にあたっては、それに施す栄養素および添加物についても本項各条項に則り、適切に管理を行う。また野外にてその栄養等を自家培養する場合においては周囲からの汚染物についても留意し、当該地域において72時間以上連続で外出制限が加えられている場合は使用しない。	周囲の環境汚染防止	図や画像を含めた培養方法を示す資料の保管と現地審査による現場確認	N/A	- 生物餌料の自家培養は無い。
		4.3.3	生簀ごとに使用した飼・餌料や飼料添加物、薬品等の製品名や使用料を記録するとともに、常に提示できる状態にする。	生簀ごとの飼・餌料、飼料添加物、薬品などの使用量を記載している。	飼育野帳あるいは飼育履歴書の保管と現地審査による現場確認	合格	- 「養殖管理システム」で管理していた。 - 前回審査以降の記録を確認した。 - 給餌情報、薬品使用の記録が適切になされていることを確認した。
4.4 飼・餌料の効率化および最適化	4.4.1	飼・餌料効率の改善に取り組んでおり、目標値を設定するなど、改善・実行・管理に取り組んでいる。	現状の効率を把握し、改善目標が設定されている。	現状の効率と改善目標を示した資料の保管と現地審査による現場確認	合格	- 増肉係数計算表で詳細を記録していた。 - 目標値を設定しており、記録を検証し、運用に反映させていた。	
5. 食品安全	5.1 施設と水環境	5.1.1	種苗生産・養殖において、人体に悪影響を及ぼす水環境で養殖をしてはならない。	人体に悪影響を及ぼす水質でないこと	定期的な水質調査で確認。検査項目は3環境配慮 3.2.1項に準ずる。	合格	- 愛南町水域情報ポータルサイトで水温、溶存酸素量の情報を毎日確認している。2019/2、2018/11の情報を確認した。 - 愛南町水産課より年4回、水深、水温、塩分濃度、DO、COD、透明度の情報得られる。2018/5、2018/8の情報を確認した。 - 愛南町水域情報ポータルサイトで、赤潮、有毒プランクトンの発生情報入手可能。 - 2018/11/6-7に豪雨の影響を受けたが、水質はすぐに改善した。それ以外で水質に問題は発生しなかった。
		5.1.2	種苗生産施設・養殖施設や設備は、廃棄物や動物・人間の排泄物による養殖水の汚染を最低限にすることを目的とした管理がなされている。	養殖水の汚染源の管理がされている	産業廃棄物管理表（マニフェスト）、浄化槽保守点検記録票で確認	合格	- 適切な管理が行われていた。 - 近隣は合併浄化槽使用。 - 事務所の排泄物処理も合併浄化槽使用。
		5.1.3	種苗生産施設、養殖施設や作業場所は衛生動物による汚染を最小限にする対策を講じている。	衛生害獣、害虫からの汚染を最小限にする対策を講じている	衛生害獣・害虫対策の実施状況を写真あるいは現地審査で確認	合格	- 鮮度管理に関する勉強会 出荷時のストレスの数値 寄せるタイミングの重要性 2019/2/15 トレーサビリティに関する勉強会の中で鮮度保持についての説明を行った。
		5.1.4	従業員に施設、製品に関連する衛生管理の教育訓練を定期的に実施し、記録する。	従業員に施設・製品の衛生管理に関する教育訓練を定期的に実施している	従業員への教育訓練の記録の確認	合格	- 2019/2/8に衛生管理に関する勉強会を実施。出席者リストを確認した。 - 2019/2/15 トレーサビリティに関する勉強会の中で鮮度保持についての説明を行った。 - 鮮度管理に関して、出荷時のストレスの数値 寄せるタイミングの重要性をデータや動画で共有し、実践に即した内容であった。 - 衛生管理、日常の行動においても、正しい認識で運用できていた。
	5.2 製品の取り扱い	5.2.1	出荷対象魚の水揚げ、輸送などに関して、物理的損傷又は魚体に対するストレスを最低限にするために、適切な管理と手法を行う。	製品の損傷を最小限にするための最適な管理と手法が行われている	製品の損傷度の写真あるいは現地審査で確認	合格	日々ミーティングで取扱いの指導がなされていた。 ・出荷時に魚を生簀から水槽に移す際、海水ごと魚をすくい上げ泳げる状態を保ち、魚を傷つけないようにしていた。 ・活魚は1尾ずつ入れるよう区分けされたコンテナに入れ、そのまま活魚車速やかに積み込む。 - 2019/2/15に勉強会を実施。魚のストレスについての情報を共有し、ストレス軽減のための方法について検討がなされていた。
		5.2.2	出荷対象魚の劣化、汚染を最小限にするための措置が講じられている。	製品の劣化、汚染を最小限にする措置を講じている	現地あるいは写真での衛生管理状況の確認	合格	- 鮮度管理については、日々ミーティングで指導や共有がなされていた。 - 2019/2/15に勉強会を実施。魚の取り扱いについての情報を共有した。

		5.2.3	養殖場は出荷対象魚について、使用した飼料及び飼料添加物の購入記録・産地証明書・飼料品質証明書などで原料産地、飼料安全法の基準に合致しているか確認を実施する。また、医薬品を使用した魚を水揚げする場合、休業期間が終了していることを確認し、記録する。	各書類による資料安全法の基準に合致しているか、投薬を実施した魚の休業期間の確認。	飼料品質証明書、水産用医薬品使用記録、飼育帳の確認	合格	- 前回の審査以降、ワクチン使用以外は投薬を行わなかった。 - ワクチンは稚魚への摂取であり、休業期間は該当しない。 - 投薬記録は「養殖管理システム」で確認していた。	
6.安全衛生・労務管理	6.1安全衛生の維持と適切な労働環境の提供	6.1.1	安全衛生に関し、安全衛生責任者を任命し労働者の安全衛生に配慮した労働環境および器具を提供する。	安全衛生責任者を任命し、安全衛生に配慮した環境、器具を提供している	安全衛生責任者を任命しているか、器具の提供がなされているか書面または現地審査での確認	合格	- 安全衛生責任者を任命（安岡高身社長） - 安全対策（ライフジャケット、ヘルメット、安全長靴、軍手等） - 台風対策ガイドラインとして「異常気象によるレベル別対策一覧」を設定し共有していた。 - 現場では、適切な安全装備をして作業を行っていることを目視で確認した。	
		6.1.2	作業に従事する者は、安全衛生に関して研修を受け記録する。	安全衛生に関する研修を実施し、研修の記録を保持している	研修記録等の確認	合格	- 業務遂行に必要な資格取得、講習受講を行っていた。 - 玉掛け技能講習 2018/6/9-2018/7/8 15名参加 - フォークリフト講習 2018/7/14-15 3名 - 船舶講習 2018/5/1-5/6 2名 - 船舶免許取得 10/20-28 1名	
		6.1.3	健康・安全上に関わる環境・事象は記録され、必要に応じ是正措置を講じる。	健康・安全上に関わる環境・事象が発見された場合それらを記録し、必要に応じて是正措置を講じている。	健康、安全上に関わる記録の確認	合格	- 2018/5/9 労働者死傷病報告 - 日々の業務でのヒヤリハットには、以下の様な対応をしていた。 ヒシによる怪我防止のため、軍手二重使用 ヒシによる足の怪我防止のため、長靴カバーを準備	
		6.1.4	労働災害について記録し、是正措置を講じる。	労働災害が起こった際にしかるべき対処を講じている	労働災害報告書など労働災害に関する書類の確認	合格	- 2018/5/9 労働者死傷病報告 船上での作業中、フックが外れて怪我が発生した。状況の共有と注意点の周知を速やかに実施。フックの点検を行い、不具合のあるものは交換を行った。内部監査では設備、装備の確認を重要点とした。 - 労災の発生の記録とその是正措置は、適切になされていたと判断する。	
	6.2国内法・ILO条約の遵守	6.2	国内法（労働基準法、労働安全衛生法）及びILO条約（中核的労働基準）を遵守している。	全ての労働関連法律・施行令・規則及びILO条約（中核的労働基準）を遵守していること				
	6.2.1児童労働の禁止	6.2.1.1	児童労働を禁止する。ただし家族労働における手伝いの範疇は含まない。	義務教育（一般的には15歳）を終了していない者の雇用を禁止する。	被雇用者の生年月日をヒアリング又は書面で確認	合格	- 従業員雇用は高校卒業したもの。 - 従業員の最年少者は19歳であった。	
	6.2.2強制・拘束・奴隷的労働の禁止	6.2.2.1	雇用者が雇用完了時に被雇用者の給料、財産、便益の一部を差し引くことを禁止する。	雇用者が雇用終了時に被雇用者の給料等の一部を差し引くことは禁止する	雇用者が給与を差し引いていないことを証明する書類を確認	合格	- 業務に必要な資格を取得する際、費用を貸し付ける制度は継続している。税理士確認のもと「金銭消費貸借契約書」を取り交わしている。内容として利息は無く資格取得後3年を経過・作業に従事したものに返済免除が記載されている。 - 従業員に不利益となることはなされていないことを、聞き取りで確認した。	
		6.2.2.2	雇用者は雇用開始時に被雇用者の身分を証明するパスポート、免許証の原本を引き渡すよう要求してはならない。	被雇用者の身分を証明するものの原本（パスポート、免許証）を雇用者が引き取り管理してはならない	免許証・パスポートの原本を被雇用者が保持していないか引き渡す要求をされていないか現地審査で確認	合格	- 会社が免許書等の原本管理は実施していないことを、聞き取りで確認した。	
	6.2.3職場における差別とハラスメントの禁止	6.2.3.1	いかなる場合においても性別、年齢、人種、地域などについて差別的行為、差別的待遇を禁止する。	いかなる場合も差別的行為、差別的待遇を禁止する。	差別、差別的行為の実態について現地審査、聞き取り調査の実施	合格	- 就業規則に変更なし。 - 従業員への聞き取りにより、差別的待遇が無いことを確認した。	
		6.2.3.2	ハラスメント行為に対する対応システムを構築する。	ハラスメント行為対応システムが構築され、ハラスメント行為に対応できること	対応システムが構築されているかをヒアリングまたは書面で確認	合格	- 「安高水産就業規則」(2018/3/5改訂) 第12条「セクシュアルハラスメントの禁止」と第13条「職場のパワーハラスメントの禁止」に相談窓口として「弁護士法人」を設定した。 - 弁護士へのハラスメント相談は発生しなかった。 - 弁護士からの提案により、年2回ハラスメントの勉強会を実施することになった。第一回は2018/7/18に実施し、記録を確認した。 - ハラスメントの対応について理解をしていることを、従業員への聞き取りで確認した。	
		7.1.1	申請者は本認証制度の基準に適合する認証制度管理システムを構築する。管理システムには、長期的目標、管理システムを構築する目的、適合すべき法的要求事項を明記し、不適合があった場合の対応手順を含める。	基準に適合する管理システムを有している。管理システムには長期的目標、管理システム構築の目的、適合すべき法的要求事項を明記している。	現地審査での認証制度を管理するためのシステムが構築されていること確認	合格	「安高水産 養殖手順書、養殖トレーサビリティシステム」(2018/3/5)	
		7.1.2	申請者は法人格を有する。または、漁業協同組合や商工会議所等の管理機能を有する公的機関に所属する。	法人格を取得、又は公的機関に所属している	法人格を有している、公的機関に所属していることを示すことが出来る書類の確認	合格	- 松山地方事務局「現在事項全部証明書」(H29/12/27)変更なし。	

7社会経済的側面	7.1管理システム	7.1.3	認証制度管理責任者を任命し、管理責任者は、認証機関との連絡、文書や情報の提供、要求事項への適合、改善要求事項への対応などに責任を持つ。また、各工程における人員の役割と機能、意思決定と責任の所在を明確にする。	認証制度における管理責任者を任命、各工程の管理責任者等が明確にされている	認証制度における管理責任者、各工程の管理責任者を現地審査で確認	合格	- 2018/10/1付け組織図 - 認証制度管理責任者 安岡高身社長、各担当責任者（飼料担当、販売担当、稚魚担当、成魚担当、出荷担当） - 組織図は人員変更のたびに更新していることを確認した。
		7.1.4	構築した管理システムが適切に運用できているかを継続的に確認するモニタリングのしくみを構築し、実施する。	管理システム運用のための、モニタリングシステムを構築し、実行されている。	モニタリングシステムの手順、記録等の確認	合格	- 「安高水産 養殖手順書、養殖トレーサビリティシステム」(2018/3/5) - 野帳からシステムへの入力とその確認は、手順通り毎日実施していた。 - 年間スケジュールを、予定と実施記録として活用しており、安岡社長が実施の確認と記録を行っていた。H30年度スケジュールで、記録を確認した。
		7.1.5	構築したモニタリングシステムが適切に運用なされているかを確認する。	構築したシステムが適切に運用されていることを確認している。	モニタリングシステムの手順、記録等の確認	合格	- モニタリングが適切になされているかは、適時安岡社長が確認を行っている。 - 手順全般の見直しも、随時改善に努めていた。 - 野帳のデータを書き写してから入力をしていたが、確認においてより効率的な運用のため、写真でのデータ記録に変更した。 - 2018/9/4より検量表を作成し、ミーティングで活用していた。 - 2019/1/25より出荷DATAを作成し、ミーティングで活用していた。
		7.1.6	確立した管理システムの有効性評価のため、年一回以上の定期的な内部監査を行う。	内部監査の手順が組織内に存在する。	内部監査要綱など内部監査に関する書類、記録等の確認	不合格 ↓ 合格	- 内部監査は年3回実施する手順である。 - 実施状況 1) 2018/6/18-23 2) 2018/10/29-11/10 3) 2019/2（現在実施中） - 発生した事故を受け、船上の設備を重点項目として内部監査を実施した。 但し、トレーサビリティに関する運用についての内部監査が実施されていなかった。（不合格） → 内部監査内容と実施者を改めて検討の上、2019/4/25-2019/5/7に実施し、記録が提出された。適切な実施が確認できた。不合格を合格とする。
	7.2社会面への配慮	7.2.1	申請者は地域社会、利害関係者からの苦情に対処し、解決に向けた透明性のある協議の手順を構築する。	苦情に対する協議の手順が存在する。	苦情対応手順を現地審査、過去の対応例をヒアリング	合格	- 認証取得後、苦情は受けていない。 - 苦情発生の際には手順に従い対応することを、聞き取りで確認した。
		7.2.2	申請者は持続可能な養殖業の発展のため従業員に対して経済的、社会的インセンティブを提供できるよう努める。	持続可能な養殖業発展のために経済的、社会的インセンティブを提供できるような体制を整える	社内の従業員待遇が関連法規に違反していないことを示す（就業規則等）。	合格	- 安高水産は養殖管理のためのシステム構築を行い、事業を行っている。 - 愛媛県とも協力し、効果的な給餌の勉強会を実施による従業員への情報提供、向上意欲へのサポートを行っていた。
7.2.3		申請者は利害関係者の慣習、法的権利を尊重する。	利害関係にある人々の慣習と法的権利を尊重する。	漁協等を通じ調和がとれていることを示す（漁協所属の場合は組合員資格証など）。直接許可の場合は周囲関係者との合意関係書類。	合格	- 愛南漁協組合員資格証を維持している。	
7.2.4		申請者は資源と漁場環境改善のための情報の収集に支援、協力する。	資源と漁場環境改善のための情報の提供、収集の依頼を求められた際には、情報の提供、収集への協力を行う	求められた場合は、協力を実行した事実を示す書類。	合格	- 愛南漁協により毎日実施している漁場海域水質調査への協力、愛媛県からの要望に対する協力など、継続的な協力を実施し、良好な関係を築いている。	
7.2.5		申請者は全ての国内法、条例を遵守する。	養殖業操業に関連するすべての法律を遵守している	関連法・条例を遵守していることを示す書類等の確認	合格	法令・条例を遵守し、行政処分等処罰が無いことを確認した。漁業権は維持されており、法令順守を証明できると判断する。	